

社会資本整備審議会河川分科会（第38回）

平成20年7月28日（月）

【事務局】 定刻を過ぎましたので、ただいまから第38回社会資本整備審議会河川分科会を開催させていただきたいと存じます。

私、7月15日付人事異動に伴いまして、このたび事務局を務めることになりました、総務課長の でございます。よろしくお願いたします。

まず、本日の議題でございます「赤川及び加古川水系に係る河川整備基本方針の策定について」を調査審議するため、臨時委員として、赤川水系に関しまして山形県知事、加古川水系に関しまして兵庫県知事にご出席をお願いいたしまして、本日はそれぞれ代理の方に出席していただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、前回、5月29日の河川分科会開催以降、事務局に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

（ 紹 介 ）

【事務局】 続きまして、お手元に配付しております資料のご確認をお願いしたいと存じます。資料目次を配付させていただいておりますが、「赤川及び加古川水系に係る河川整備基本方針の策定について」の関係で、資料1が基本方針（案）の概要でございます。資料2が小委員会の報告、資料3 - 1と2がそれぞれ赤川と加古川の整備基本方針の案となっております。資料4 - 1と4 - 2がそれぞれ赤川水系、加古川水系の工事実施基本計画と河川整備基本方針（案）の対比表という資料でございます。

「ユビキタス情報社会における次世代の河川管理のあり方（提言）」についてでございますが、資料5 - 1が提言案でございます。資料5 - 2が参考資料でございます。

地方分権改革の現状についての資料でございますが、資料6、追加資料の2種類になってございます。資料に不備がございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

なお、本日の委員の出席状況でございますが、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、 分科会長、よろしくお願いたします。

【分科会長】 です。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様方には、ご多用中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます

います。

それでは、早速ですが、議事に入ります。本日の最初の議題は、「赤川水系及び加古川水系に係る河川整備基本方針の策定について」でございます。本件は、先般、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものであります。これを受けて、河川分科会として、効率的かつ密度の高い審議を行うことが必要と判断して、河川分科会運営規則に基づき、当分科会に設置した河川整備基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。小委員会での審議の経過並びに結果につきまして、委員長よりご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【委員】 それでは、赤川水系及び加古川水系の河川整備基本方針の審議結果についてご報告いたします。

赤川水系及び加古川水系は、5月15日、5月29日の2回、委員会を開催しました。委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の県知事及び地元の有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。なお、メンバー表は資料2の小委員会報告の4ページをご参照ください。

各水系の河川整備基本方針の概要と審議において指摘された主な委員意見とそれらへの対応についてご紹介いたします。

最初に赤川水系でございます。資料1の各水系の河川整備基本方針(案)の概要の2ページをごらんください。赤川水系は山形県西部に位置しており、流域面積は856.7平方キロメートル、幹川流路延長は70.4キロメートル、想定氾濫区域内人口は約11万人の一級水系です。

年平均降水量は平野部で約2,000ミリ、山地部で約3,000ミリに達し、山地部は冬期に降雪が多く、東北有数の豪雪地帯となっています。上流部は月山等の火山噴出物が広く堆積した脆弱な地質であるため、地滑りや山腹崩壊等が発生しやすい状況です。中流部から扇状地が開け、庄内平野を貫流し、海岸沿いに庄内砂丘が広がっています。

災害の発生の防止又は軽減についてです。工事实施基本計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、雨量データによる確率からの検討、既往洪水による検討、100分の1確率規模モデル降雨波形による検討等により総合的に検討し、河川整備基本方針においても既定計画と同様に基本高水のピーク流量を基準地点熊出で毎秒5,300トンと設定いたしました。

洪水調節施設と河道の配分は、熊出地点において、洪水調節施設で毎秒2,100トン、河道で毎秒3,200トンを分担することとしております。

洪水調節については、効果的な洪水調節の実施等、既設洪水調節施設の治水機能の向上により対応することとしています。

堤防の新設・拡築、河道掘削、床止の改築及び樹木抜開等を行い、河積を増大させるとともに、水衝部には護岸等を整備することとしています。

河川環境の整備と保全についてです。上流部では、イワナ、ヤマメ等の生息・繁殖場となっている溪流環境の保全に努めることとしています。

中流部では、多様な流れの形成により、アユ等の生息・繁殖場となっている瀬・淵の保全、タコノアシ等の植物重要種の保全・復元に努めることとし、外来種であるハリエンジュの抜開や礫河原の再生・保全に努めることとしています。

下流部では、水制工を存置し、ジュズカケハゼなどの生息場となっているワンドの保全、タコノアシ等の植物重要種の保全・復元に努めることとしています。

河口部では、汽水域に生息するカマキリ（魚類）等の生息環境の保全、コマツナギ等の植物重要種の保全・復元に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてです。広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量を確保することとしています。熊出地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、5月から8月をおおむね毎秒3トン、9月から4月をおおむね毎秒5トンとしています。

資料2の小委員会報告の1ページをごらんください。審議報告についてご報告いたします。

河道計画についてです。水制工は航路維持のために整備されたとのことだが、瀬や淵の環境を形成しており、非常に大切である。今後稼働掘削等を行う際には、水制はどのように扱うのかと質問がありました。

これについては、水制工は主に舟運のために明治18年から明治34年に整備され、現在は水制工周辺にワンドや淵等の環境が形成され、ジュズカケハゼやウグイ等の生息環境となっている。治水上、河積を確保するために平水以上相当の掘削を行うが、水制工については、平水位より高い部分は切り下げて流下能力の向上を図り、平水位より低い部分は現状のまま残すことを基本とし、これにより、現在のワンドや淵等の環境の保全に努める旨の説明が事務局よりありました。

次に、総合的な土砂管理についてです。赤川は土砂生産が多い河川だが、月山ダムが完成し、土砂が堆積することを踏まえ、砂防を含め流域全体でどのような考え方で土砂管理を行うのかと意見がありました。

これについては、赤川では、上流部で脆弱な地質が広がっており、月山ダムや荒沢ダムより上流域は荒廃地になるなど生産土砂量が多く、荒沢ダム貯水池で土砂堆積が進行している。現在、みお筋の固定化や砂州の樹林化などが進行しており、月山ダムの完成に伴い、月山ダム貯水池での土砂堆積の進行、下流河道での河床低下等が懸念されている。これらに対しモニタリングを行い、その結果に応じて、総合的な土砂管理を行う旨の説明が事務局よりあり、本文に記載することとしました。

具体的には、資料４－１の対比表、６ページの右側下から４行目より、「山腹崩壊、ダム貯水池での堆砂進行、砂州の樹林化、澗筋の固定化等の顕在化する課題に加え、今後下流部の河道で河床低下やそれに伴う水制工への影響等が懸念されている。これらの土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、粒度分布や量も含めた土砂移動の定量的な把握に努める。その上で、砂防施設は、ダム貯水池での堆砂や河道での河床の変化等を見ながら、土砂流出の抑制・調節を行う。河道では、河道掘削等による樹林化した砂州の再生・河床の動的平衡の確保等を図る。さらに、河床の変化や土砂移動のモニタリング結果に応じて、ダムでの堆砂対策、河床安定化対策に加え、水制工による河道維持や良好な河川環境の保全方策等を検討し、河道の著しい浸食や堆積のないような河道の維持に努める」と記載しました。

続きまして、加古川水系の河川整備基本方針の概要についてです。

資料１の各水系の河川整備基本方針（案）の概要の３ページをごらんください。流域及び河川の概要についてですが、加古川水系は兵庫県南東部に位置しており、流域面積１，７３０平方キロメートル、幹川流路延長９６キロメートル、想定氾濫区域内人口約２１万人の一級水系です。

播磨臨海工業地帯の拠点として発展し、中・下流部に人口・資産が集積しており、ひとたび氾濫すると甚大な被害が発生します。由良川流域との中央分水嶺は、標高が９５メートルであり、全国一低い分水嶺となっています。年平均降水量は、上流部が約１，６００ミリ、中・下流部が約１，２００ミリと少なく、加古川流域には多数のため池があります。

災害の発生の防止又は軽減についてです。工事実施基本計画策定後に計画を変更するよ

うな出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討等により総合的に検討し、河川環境基本方針においても既定計画と同様に、基準地点国包で每秒9,000トンと設定しました。

洪水調節施設と河道の配分は、国包地点において、洪水調節施設で每秒1,600トン、河道で每秒7,400トンを分担することとしています。

洪水調節については、洪水調節施設の整備により対応することとしています。

河口部の干潟や中・上流部の露岩等に代表される加古川の豊かな河川環境・景観に十分配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削により河積を増大することとしています。

河川環境の整備と保全についてです。上流域ではオオサンショウウオの生息・繁殖環境となっている溪流、オヤニラミ等の生息・繁殖環境となっている水際植生等の保全に努めることとしています。

中流域ではイチモンジタナゴ等の生息・繁殖環境となっている水際植生、ワンド・たまり等の保全・復元に努めることとしています。

下流域ではオオヨシキリ等の生息・繁殖環境となっている水際植生等の保全・復元に努めることとしています。

感潮域では、クボハゼ等の魚類、ハクセンシオマネキ等の重要な生息・繁殖環境となっている干潟やヨシ群落等の保全・復元に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてです。広域かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めることとしています。

国包地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、しるかき期おおむね每秒9トン、その他の期間おおむね每秒7トンとして、もって流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議報告についてです。資料2の小委員会報告の2ページをごらんください。河道計画です。鬮竜灘の改修は重要な課題であり、検討に当たっては、上下流の水面形等の水理特性を把握しておく必要があるのではないかと意見がありました。

これについては、鬮竜灘の改修の検討に当たっては、詳細な調査観測を実施する旨の説明が事務局よりあり、本文に記載することとしました。

具体的には、資料4-2の対比表、7ページ右側下から10行目より、「特に鬮竜灘の河川整備にあたっては、詳細な水位変化の調査及び検討を行う」と記載しました。

河口部の河道改修において、干潟の植生を保全するために澁筋部を深く掘削するとして
いるが、海側の地形状況を把握し、掘削部が短期間でもとに戻ることがないように留意する
必要があるのではないかと意見がありました。

これについては、河口より沖の水深が想定している掘削深より深くなっているため掘削
は可能であると考えられるが、堆積する可能性もあることから、モニタリングを実施し、
適切な管理を行う旨の説明が事務局よりありました。

正常流量についてです。正常流量の基準点を国包地点に設定しているが、当該地点は加
古川大堰の湛水域であり、精度よく流量を把握できないのではないかと質問がありました。

これについては、大堰の貯水位、大堰からの放流量と取水量を測定し流入量を求める場
合、貯水位の変化量を流量に換算する過程において精度的な課題が生じる。よって湛水に
影響のない区間に観測所を新設することも含めて検討し、観測精度の向上に努める旨の説
明が事務局よりありました。

その他についてです。加古川のように流域界が低い河川は、近隣の流域も含めた広域的
な降雨特性についても把握することが必要ではないかと意見がありました。

これについては、加古川、由良川、円山川の3つの流域を対象に著名洪水を調査分析し
たところ、台風性の降雨では、由良川流域や円山川流域で多雨となり、前線性の降雨では
加古川流域で多雨となる傾向等があるとの説明が事務局よりありました。

以上のような議論を取りまとめて、提案された2水系の河川環境基本方針の案を策定い
たしました。よろしく願いいたします。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまご報告いただきました件につきまして、ご意見、ご質問などご発言をお願いい
たしますが、初めに、各委員の方からご意見をいただいた後で、関係各県の方をお願いし
たいと思っております。

委員の方、いかがでしょうか。

【委員】 最初に発言させていただきたいのは私の縄張りといいますが、エリアに当た
るので、責任を感じながら重く受けとめております。ちょっと話がそれますが、山田洋次
監督が時代劇を初めて撮るときに、「たそがれ清兵衛」という藤沢周平原作の映画のロケ
ーションを赤川でやったわけです。その赤川がなぜ魅力だったかということ、命の勢いがあ
る、若さがある。180年前の時代設定に耐えられたんですね。それが三面張り河口とか
になっていなかったの、そのまま使えた。床止なんかも映画でも出てきていますが、不

自然じゃない。このごろ私は思うんですけれども、現代建築には、文化財保護みたいなものが見つめますが、川のそういう技巧の中にも文化財として残しておくべきものもあるんじゃないかなという感じを持っています。

あともう一つは、月山ダムが上にできたんですけれども、映画の中で死体を流すシーンがありました。死体を流すというのは相当の水量がないと流せなくて、2時間前にダムから放水をして流したというちょっと隠れた話があります。絶えず川は流れていないと、命の輝きみたいなものが出てこないんだろうと思います。映画なんかですと、それがはっきり目に鮮やかに映るという証拠だったんだろうと思います。

もう一つ、加古川なんですけれども、加古川を訪れたときに、ちょっと手前みそで大変失礼なんですけど、私が書いた加古川と赤川が今日ちょうど審議会に乗ったので、その最終まとめのところだけを申し上げますと、加古川のヨシの栽培がとってもいい感じなんです。あれは1回ヨシを熟成させるというんでしょうか、強くしてもう一回植え直すと。二度手間、三度手間になるけれども、それがヨシとして非常に健やかに育ってくる。ああいう手間暇をかけても、確実に役目を果たすというところは、これからも大事にしていけたらいいなと思っています。

感想めいたことなんですけれども、以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。 委員、どうぞ。

【委員】 細かいことなんですけれども、水制が平水位よりもかなり高いところまで伸びているんだと思うんですが、河積を確保するために平水のところから上を切ると書いてあるんですが、水制の存置の理由の一つに、ジュズカケハゼ等の魚類の生息場所と書いてあるんですけれども、実はジュズカケハゼというのは私が昔研究していたハゼなんですけど、卵を産む場所がふわふわの軟泥なんです。もしかすると水制の低いところで切っちゃうと、水量の高いときに泥が洗い流されちゃって意味がなくなるかもしれません。専門家がその点を確認していればいいですけれども、場合によると、水制を平水のところでぴっと切るんじゃないかと、ほんとうに大丈夫か、それで軟泥地がなくなるか。親は砂利、砂のところにいるんですけれども、卵はふわふわの軟泥でしか産めませんので、それをちょっとチェックしてください。

【分科会長】 これは要望というかコメントということで、よろしくをお願いします。

ほかにご意見がございましたら、県の方にお話をいただいて、またあらためてい

ただくことにします。

それでは、赤川につきまして 委員の代理の方、よろしくお願いいたします。

【委員】 代理で参りました と申します。よろしくどうぞお願い申し上げます。赤川につきましては、本分科会並びに小委員会のほうでご熱心なご議論をいただきまして、大変ありがとうございます。特に依存なく、ぜひこの方向で進めていただきたいと思います。

実はきのうも山形のほうはちょっと集中豪雨がありまして、最近やっぱり広範囲に降るのではなく、集中的にかなりの時間雨量が降っているというふうなこともあり、河川についてはますます大事なんだと身をもって感じているところでございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

簡単ですけれども、山形県からの発言ということにさせていただきます。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、加古川につきまして 委員の代理の方、よろしくお願いいたします。

【委員】 兵庫県でございます。基本方針の案文そのものについては、意見は特にございません。

兵庫県に5つの一級水系がございます、このうち、淀川、由良川、円山川、揖保川につきましては、既に河川整備基本方針を策定していただきました。今回、この加古川で兵庫県内の5つの一級水系すべての河川整備基本方針が策定されるということになりました。どうもありがとうございます。

それから、加古川につきましては、平成16年の洪水でかなり被害を受けまして、県が管理している区間については激特事業を進め、現地が目に見える形で大きく変わってきております。これを見て、住民の方々も上下流バランスを結構気にされておまして、国と県でよく打ち合わせをいたしまして、上下流バランスに配慮して改修を進めているところであります。

今回の基本方針に基づきまして、今後、整備計画の策定、それから実施におきましては、引き続き上下流バランスに配慮して進めていただければと思っております。特に直轄区間の上流の闘竜灘はかなり上下流バランスに影響すると思っておりますので、この改修につきましては、環境にも配慮して、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

委員の方から、あらためて意見がありましたらお願いいたします。 委員、どうぞ。

【委員】 加古川でさっきもおっしゃった鬪竜灘のところの文案。現場等を見て、結構流れも複雑なエリアかなという気もしております、その部分については詳細な水位変化の調査及び検討。上のほうの複雑さとまた違うのかもわかりませんが、水位変化等という「等」は入らなくてもいいのかどうか。水位変化だけで調査検討となっていますが、詳細というふうについているので、複雑な流れ形であることには変わりないので、そのあたりちょっと教えていただけたらと思ひまして。

【分科会長】 それでは、事務局のほうでお答えください。

【事務局】 委員のご指摘どおり、水位変化だけじゃなくて、流れそのものの複雑さがあり、そこはもう少し測りたいと思いますので、「等」ということでしたいと思ひます。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。 委員、どうぞ。

【委員】 国土交通省もしゃれたことをやるなど評価したい1つの点なんですけれども、黒川能といわれる山形県櫛引町に650年ぐらい続いた能があるんですが、河川敷を開放した後に、「水焔の能」という催し物で、毎年観光客を集めながら地元の人も楽しむという、あれは河川敷が開放された唯一の贈り物だったんじゃないかなと思ひました。ほかに例があるのかどうかわかりませんが、そういう伝統芸能を河川敷を舞台に使うというような例が全国にあるのかなのか、また教えていただければありがたいですけれども。

【分科会長】 河川敷を伝統芸能に使っているような例というのは、何か今わかることはありますか。

今わからなかったら、調べていただいて、お知らせください。

ほかにいかがでしょうか。 委員、どうぞ。

【委員】 私は、赤川には行ったことがあるような気がしますが、あまり鮮明に覚えていないんですが、あと、加古川は写真で見させていただいていたんですが、今、環境問題の中で、エンジンを使われている船で遊ばれたりするとき、やはりエンジンからの石油の漏れとか、そういうことも含めて、少し考えられるといいのではないかなと思ひます。そのところは、今までのいろいろな河川についての懇談会の中で議論されているかとは思ひますけれども、やはり今、道路の上での環境、ガソリンとかCO₂排出を考えられているわけですので、やはり河川というものも道路とも一体するものですので、そういうところも考えていただければと思ひます。

【分科会長】 これは、今までも水面利用のようなことは、かなりいろいろな川で検討されていると思いますが、特に何か今この場でお答えになるようなことはありますか。

では、事務局からお願いします。

【事務局】 今おっしゃった、エンジン等に基づいての、いわゆる石油とか微量油であるとか、そういったことについて、それぞれの川ごとに検討された事例の一つとしては、琵琶湖において条例を定めまして、ある一定の区域においてはそういったことをしないようにと定めておりますが、一律にすべてをだめであるとか、そういうふうに行っているところではございません。

【分科会長】 よろしいですか、ありがとうございます。

それでは、ご発言も尽きたようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思えます。ただいまご審議いただきました「赤川及び加古川水系に係る河川整備基本方針の策定」につきましては、当分科会として適当と認めることにいたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

各委員からいただきましたご意見等は、いずれも貴重なものでございますので、今後事務局におきまして、これを十分に検討し、施策の上に取り入れていただきたいと思えます。なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされていますので、本件につきましては、会長のご承認を得て、審議会の議決といたしたいと思えます。

それでは、本日の2番目の議題「ユビキタス情報社会における次世代の河川管理のあり方」に移ります。本件につきましては、地球温暖化に伴う気候変化に伴う水災害リスクの増大や、多くの河川管理施設が更新時期を迎える一方で、限られた予算や人員体制で維持管理を実施していく必要があるといった課題に対応するために、情報通信技術を活用して、河川管理を高度化、効率化していくためのユビキタス情報社会における次世代の河川管理のあり方について本分科会で検討を行うこととし、詳細な調査検討を行うために、河川分科会運営規則に基づき、当分科会に、ユビキタス情報社会に向けた次世代の河川管理のあり方検討小委員会を設置いたしましてご審議をいただいております。このたび、この小委員会での審議結果を取りまとめたとのことですので、ご議論をいただきたいと存じます。

それでは、小委員会での審議の経過及び審議結果につきまして、委員長よりご報告

をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【委員】 小委員会の委員長を務めさせていただきました でございます。

お手元の資料5 - 1というものをちょっとごらんいただきたいと思うんですが、この一番最後のページを見ていただきますとわかりますように、審議の経過としましては、昨年の7月27日に今委員長からお話がありましたようなユビキタス情報社会にむけた次世代の河川管理のあり方検討小委員会を設置するというのがこの河川分科会で決定されまして、約1年間にわたりまして、5回の小委員会を開催いたしました。その間、この委員会で2回中間報告をさせていただきましたけれども、提言として、最終的に今年の6月18日にまとめました。それはこの資料5 - 1でございます。これに関して説明をさせていただくんですが、小委員会のメンバーはその前のページに出ております11人で、5回にわたり検討した結果でございます。

簡単に言いますと、どうしてこういうことをしなきゃいけないのかということなんですけれども、1つは、河川管理ということが非常に重要であるんですが、その位置づけとしましては、河川の管理というよりも、河川に対してのニーズが非常に多様化しているということで、最も重要なことは、何か問題が起こったときにどうするのかということに目が行きがちで、それはもちろん大事なことなんですけれども、ほとんどの場合には問題が起きないことがございますので、平常時において国民は、川は非常に重要な我が国の自然の資源ですので、もう少し川を大事にしたいというニーズにも河川管理 ただ管理して、中に入っちゃいけないとか、そういうことだけじゃなくて、うまくそういうことに対してもこたえられなければいけないんじゃないかということが位置づけの1つとしてあります。

それから、2番目に、今のお話にもありましたように、気候変動は最近非常に激しくなっておりますので、1回災害が起きた場合の災害の度合いが非常に大きいということがありまして、そのリスクが非常に増大しているということでございます。それに対しては、災害が起きたときに被害を最小限に抑えるためにいろいろな連絡をしたり、広報したり、緊急避難をすとかいろいろなことをしなきゃいけないんですけれども、そのときに、最近のユビキタスということが書いてありますように、進んだ情報通信技術をもっと利用するようなやり方に変えていくべきじゃないかというのが2番目にございます。

それから、3番目に、これも非常に重要なんですが、災害が増大する方向にあるにもかかわらず、最近予算が非常に限られてくるとか、人員体制でももっと減らすというよう

な、国全体でスリムにするという問題が1個ございまして、しかもあまりよくないことに、多くの河川の管理している施設がちょうど今更新時期をこれからどんどん迎えていくというところで、少ないお金で効率よくやる。少ないお金で効率よくやろうとすると、情報通信技術を 情報通信技術というのは、一般的には効率化のための道具ですから、いろいろな仕事をするときに効率よく行うために情報通信技術をもう少し多様したほうがいいんじゃないか、こういうふうな背景がございまして。

そういうような背景に対して、提言なんですけど、細かいことはまた事務局のほうから細かく言っていただきますけれども、概要としましては、1つは、河川の管理を平常時、災害が起こったとき、それから災害が起こってしまった後というような3つに分けて少し考えたらどうかということが委員会で随分出まして、その3フェーズでどこでも役に立つような管理を考えるということが1つございました。

そのときに、河川管理というと、管理者中心にどうしても物事が進んでしまうんですけども、もう少し国民の目線から、川というのは別に管理する人のものであるわけじゃなくて、みんなのものなんだから、管理する人だけが管理していればいいということではなくて、そこに住んでいる人、それがあがる地方自治体、それから国がもう少しスクラムを組んで、密な協力体制のもとにできないか、そのときにこういう情報通信技術がうまくできないか。特に最近ですと、進んだ携帯電話とかインターネットとかいろいろなものがあって、管理する人だけが上流から下流まで常に管理しているということじゃなくて、例えば自分のうちの前に川があるんだったら、何か問題があったら気がつく人がいるわけですよね。そうしたとき、すぐさま携帯端末みたいなもので何か起こっているよというような情報を発信してもらえれば、もっと効率いいこともできますし、また、住んでいる人にしてみたら、自分たちのことでもある。

この委員会の中でもよく出たんですけども、決定がおくれるというのに対しても、そこに住んでいる人にしてみれば、自分の目の前でいろいろ起こっているにもかかわらず、手続もそれなりに手順を踏まなきゃできないようになっていきますから、なかなか状況を把握するのが難しく、ほんとうにどうなっているのかわからないといったとき、緊急避難命令はすぐ出せるのか出せないのかとか、いろいろな問題が今起こってまして、そういう場合でも、例えば最近の情報通信技術を使えば、その現場に行かなくても、例えばインターネットに接続しているカメラが川の各所についていた場合には映像で見ることができるとか、情報通信技術をうまく使えば、もっとうまく川が管理できるんじゃないか、そう

ということが提言の概要になっております。

また、そうなったときに、情報通信技術も今のインターネットの世界を見ていただいたらわかりますように、いろいろなことが起きますので、信頼性のある情報をどうやって伝えるかに関しては常に考えていなきゃいけないので、確実にそういうような情報がうまく伝わるように、例えばインターネットだけじゃなくて携帯電話もありますし、ネットもあるし、または最近のデジタル放送とかいろいろなものを駆使して、確実にそういう情報を提供するために、どのような技術開発をしなきゃいけないのかとか。また、技術開発だけじゃだめで、そういう制度とか体制の検討もしなきゃいけないですし、また国土交通省の中に情報通信技術を駆使した新しい組織が必要ならば、そういうものも検討しなければいけないということで、いろいろ検討した結果でございます。

それについて先行的に実施するプロジェクトというのも幾つか提案がありますので、その辺も含めまして、事務局のほうでもう少し詳細にありましたら、お願いいたします。

【事務局】 河川情報対策室長をしております でございます。資料5 - 1と5 - 2を用いましてご説明をさせていただきます。

資料5 - 2をちょっとお開きいただきますと、1ページ目には、今、小委員長からお話ございました審議経過を記載しております。3月21日からは国土交通省のホームページで一般の意見募集も行っております。

2ページ目は小委員会の名簿でございます。

3ページ目でございますが、提言の概要ということで、小委員長からお話がありました3つの課題というものがございます。そのような課題に対して、私どもハード面の対策、ソフト面の対策を持ってこの課題を解決していくということでございますが、このユビキタス情報社会におけるICTというものを使って、このような課題をいかに解決し、貢献できるかという視点でございます。

資料5 - 1をめくっていただきますと目次がございますが、2で、まず、ユビキタス情報社会における「次世代の河川管理」の実現に求められる視点というものを整理しています。その後、実際にそういう社会を実現するためのプロジェクトはどのようなものがあるかというようなこと、4番目には、その中でも先行的に実施していくべきプロジェクトがどのようなものかということに記載させていただいております。

資料5 - 2の4ページ目でございます。ユビキタス情報社会における「次世代の河川管理」の実現に求められる視点ということで、報告書のほうでは6ページになりますが、1

番目から5番目までの視点を記述しております。

5ページ目でございますが、その1つ目、「いつでも、どこでも、誰でも～ユビキタスネットワークを活用した双方向コミュニケーション～」ということで、ここでは、いつでも、どこでも、誰でも、双方向でのコミュニケーションというのが重要であるということであり、そのための情報の受発信がいかにあるか。また、産学官民さまざまな方々がどういうふうに関わり合いを共有するかというようなこと、また、ICTの活用といっても、なかなかそれにアクセスできない方もいらっしゃるということで、従来の、人的なネットワークを使うということも重要であるということについてご説明しております。

また、2番目の視点、「情報提供のカスタマイズ、わかりやすさ」ということですが、利用者の方々がどのような立場で、今どのような状況に置かれているかということ、それを踏まえた上で、その情報をカスタマイズしてお伝えするというのが重要ではないかという視点。また、非常時には的確、迅速につながるようなPUSH型の情報ということで、こちら側から伝わるというような情報の提供のあり方。また、提供される情報につきましては、視認性であるとかビジュアルに富んだわかりやすい表現が重要だと。そのためには、その情報を適切に分析・解析し、加工、編集する役割が重要であるということでございます。

1ページおめくりいただきまして、6ページ目でございますが、「情報の総合化」という視点でございます。これは、国、県、市の河川管理者が違うということであるとか、また道路管理者が持っている情報、河川管理者が持っている情報の総合化、また、時系列的な総合化が情報には重要ではないかというようなことでございます。

その次の「情報の信頼性～精度や確実性の向上など～」という視点でございますが、これにつきましては、そのような避難情報であるとか洪水予報の情報というのは、受け手の方々の判断や行動に生かされるものであるということですので、その辺の信頼性を十分確保していく必要があるだろうというようなこと。また、人命にかかわるような防災情報、意思決定にかかわる情報については、専門性を持った組織が責任ある情報として提供していく仕組みが必要ではないかというようなこと。あと、情報の基盤としては、セキュリティ対策であるとか、堅牢性の確保が重要だというようなことでもあります。

5つ目の視点、「情報革新、制度イノベーション」ということですが、技術面での技術開発を進めていく、イノベーションを進めていくとともに、従来の枠組みにとらわれないような制度面でのイノベーションもあわせて進めていくべきであろうということ

でございます。

7ページ目でございます。これについては、そのような社会の実現に向けたプロジェクトはどのようなふうなあり方かというようなことでございます。報告書でいきますと、10ページ目以降に記載しております。

報告書を見ていただければと思いますが、ここの提言書の作り込みでございますが、1つは3.1.河川の安全で快適な利用。いざというときのための平常時と非常時をつなぐ情報提供の充実ということで、そのような視点と関係するプロジェクトを並べるような形でまとめさせていただいております。

資料5 - 2に戻りますが、7ページの1番目から7番目の各項目でまとめておりますが、8ページ目をおめくりいただきたいと思っております。例えば、「河川の安全で快適な利用」であるとか、「河川環境の保全、河川空間の監視」という意味では、ふだんから水質の情報とか生物情報を発信するということでございますし、また、平常時と非常時をつなぐということで、ふだんから洪水のハザードマップを提携して、住民の方々もそういうことについての認識を持っていただくというようなこと。また、双方向ですと、例えば川の110番へ情報を提供できるようなシステムをつくるということがあろうかと思っております。

9ページ目でございますが、「施設の維持管理」であるとか、「洪水や濁水時の施設の操作」というようなことでございます。特に施設の維持管理ということでありますと、先ほど小委員長からお話がありましたように、これから非常に多数の施設を維持管理していく中で、施設の履歴みたいなものをICTタグでもって即座に把握ができるというようなことであるとか、洪水時、濁水時におきましては、実際のセンサーを施設の中に入れておいて、水位の状況がどうなっているのかCCTVのカメラのようなもので把握するということ、また、そのような技術を使った上で施設を遠隔操作したり、自動化をしたりするということができるのではないかとございませう。

10ページ目でございます。実際に洪水時の危機管理のときに河川の情報や予警報を発表していくという状況になるわけでございます。そのときに、我々はどのような情報の提供のあり方があるかということでございませうが、右下のほうに絵で若干小さく書いて恐縮でございますが、わかりやすい視認性の高い情報ということで、危険な状況のところは赤で表示をされるというわかりやすい情報の提供があるのではないかとございませう。また、これから地上デジタル放送というものが始まるわけですけれども、その中できめ細やかな情報を各戸に提供するというようなこと。また、車に乗っているときにはVICSといわれ

るような、カーナビで通信ができるようなものの中で、実際の浸水情報というようなものを提供していくことが考えられるのではないかとということです。

11ページ目でございますけれども、先ほどの平常時、非常時の後の復興のフェーズでございますが、復興のときには、どういうぐあいに復興されるのか、復旧されるのかという情報が手薄になるというご指摘もある中で、そのような情報についてもきめ細やかに提供していく必要があるのではないかとということ。

最後の視点でございますが、「次世代の河川管理を実現するための環境整備」ということで、さまざまな情報が入っていく中で、災害に強い情報通信基盤の整備ということと、それらの情報をアーカイブする、もしくはデータベースとして実際に整備をして、産学官民さまざまな方が共通に活用でき、情報発信ができるというようなものが需要ではないかということ。そのためには、基準や制度面の整備、また、そのような高度な情報を出すための専門家の育成であるとか、専門組織の設置というものが需要であるということでございます。

12ページ目でございますが、そのようなさまざまな関連するプロジェクトがある中で、先行して整備をしていくプロジェクトとして、ここでは5つ提言書の中に記載をしております。提言書の中では、資料5-1では、21ページ目以降でございます。

13ページ目でございますが、まず1つ目のプロジェクト、「ユビキタス河川情報システムの整備」ということで、多様なツールからさまざまな情報を入手できる環境の整備ということで、水位情報としてわかりやすい表示を考えていくということ、また、地上デジタル放送を活用し、例えば住んでいる郵便番号を入れれば、その状況での一番近い避難場所であるとか避難経路等々がわかるということ、また、VICISによりまず実際に移動されている方々に対する避難情報等の提供ということが1つ目でございます。

1ページおめくりいただきまして14ページ目でございますが、「双方向型プラットフォームの整備」ということで、河川管理者からの一方的な情報だけではなく、双方向の情報やりとりということでございます。その中では、今の情報通信技術の中ではインターネットというものが、Web 2.0というような形で双方向のやりとりがなされているということでございます。それらの中でわかりやすく情報を見るという観点では、今GISというようなものが国会でも地理空間情報の活用の推進をしていくという基本法が通っておるわけでございますが、そういう中での地理空間を核とした情報の提供のあり方と

いうものは、わかりやすい提供の方法としてあるのではないかということで、真ん中に写真を載せていただいております。また、双方向という意味合いには、今までの電話での通報もあるのではないかとございませう。

15 ページでございませうけれども、そのような中で、高度な情報を提供する中での「高精度な洪水予測を実現する専門組織の整備」ということとございませう。1 つは、温暖化もかなり現象の広域化と、もう1 つは局所的に降雨が発生するという局所化というような情報の中、それから、これから人員が削減される中で技術をいかに蓄積していくかというようなこと、また、さらなる技術開発を効率的に進めていくというような観点の中でも、やはり専門的な組織というものを設置しながら洪水予測を実現していく必要があるのではないかとございませう。それが15 ページでございませう。

16 ページ目とございませうが、「ユビキタスネットワークを活用した避難誘導支援の実用化」ということとございませう。今の中ではGPS であるとか、ALOS のだいちのような衛星からの情報もある中で、各個人が実際にどのようにそのような情報を受け取り、実際に避難をしていくかということとあれば、さまざまな情報を集約して、各個人にきめ細やかに伝えていく避難の誘導システムの整備を考えていく必要があるのではないかとございませう。

最後とございませうけれども、そのような情報を支えるために、また、信頼のある情報を提供するためには、やはり線的、面的、時間的にきめ細やかな情報を把握するという技術開発が必要なのではないかとございませう。そのようなきめ細やかな情報を収集し、それに基づいた高度な避難誘導をしていくという中での技術開発が必要ではないかとございませう。このようなことは、そのような情報を実際に分析する研究に生かすというようなことで、さらなる技術開発、または研究の開発が進んでいくということになるかと思ひませう。

以上が報告の概要とございませうが、資料5 - 1 の最後に折り込みで2 枚、この提言で考えております社会というものをポンチ絵で示しているものがございませう。1 つ目のほうは、国民の視点で、どのような情報を国民が得られるのかという視点で、平常時、非常時、それから復旧・復興時というものをまとめたものが折り込みの1 枚目とございませう。

2 枚目が、実際にそのような社会を実現するために、技術的にどのような整備を進めていかなければいけないのかというようなものをまとめておるものが折り込みの2 ページ目とございませう。

簡単でございますが、以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご報告いただきました件につきまして、ご意見、ご質問などをいただきたいと思えます。よろしく願います。 委員、どうぞ。

【委員】 大変よくできていると思えますが、水を差すつもりは全然ないんですけれども、最後のページの1枚目のところで、国民の生活を見ると、みんな都市にしか住んでいないというイメージしかないんです。先ほどの資料5 - 2の5ページ目のところでカスタマイズという言葉が使われているんですけれども、カスタマイズというと、どんなお客様に対しても、その人なりの情報をその人が必要とするものをカスタマイズしていく上においては、どういうふうを考えているのかということをお聞きしたいです。

もう一つは、6ページのイノベーションということの中で、私は今日ほんとうは欠席だったんです。富山で仕事だったんですけれども、朝の7時の新幹線で越後湯沢に行きましたら、1時間半待たされまして、はくたかに乗れなくなってしまい、富山に着いても、結局仕事にはならないということで、湯沢から引き返してきてここに来たんです。結局、雨がひどくて、はくたかが金沢までたどり着かないということだったんです。私がもしその情報を東京駅でキャッチしていれば、そこから乗らないで済んでいたんですけれども、そういう点では、私たち都会に済んでいる者と、地方、田舎に住んでいる方々とどうこれを結びつけていくかということがすごく大事だと思うんです。

水害などで、住んでいる方々が避難しようとしたときに、どうやって情報を得るようになって、特に地方に住んでいる方々は高齢者の方々が非常に多いと思えます。一度熊本県の蘇陽町に行きましたとき、家の中からスピーカーで、今日どこどこさんのお通夜が何時に行われますと言われたので、びっくりして、ラジオでもこんなことをやるんですかと聞きましたら、町内会の中で無線が家にあり、町内の情報というのはそうやって発信して、地元のお祭り事とかそういうものができている。皆さんが集まったりとか、お通夜とか、そういう緊急時の報告が全部得られているわけなんです。そうすると、別に高度な技術ではなくて、非常にアナログであり、むしろ高齢者の方々がこういう最先端なユビキタス技術がわからなくても使えるような技術情報です。私はこのようなアナログ的なところが欠けていると思うのです。

この情報は、地方の首長が今度どうやって一般の情報、またはこういう技術を持たない人たちにまで発信させてあげられるかということがすごく大切ではないかと思うんです。

ですから、もうちょっとセットとして、最先端とアナログのつなぎ目のところが、まだここでは欠けているかなという感じがするので、もしこれを見たら、私はインターネットを持っていないし、携帯電話は電話しか使っていないから、私は助からないわというふうな印象を持たれちゃうんじゃないかと思うので、国民みんなが参加できるような形での、もうちょっと深く入り込んでみてもよろしいのではないかなという感じがしました。

【分科会長】 委員長からございますか。

【委員】 ここに書いてあるカスタマイズというのは、必ずしも携帯電話やインターネットがなくても、今おっしゃられたようなことというのは非常に重要だという認識は委員会の中でも当然出ていまして、今の段階で持っていないという方にどう。それとか、持っていて使わないという方もいらっしゃいますので、もっとテレビを使うとか、例えば住んでいるところの無線とかに関しても議論は当然出ました。

ただ、それだけ使ってやればいいというわけにはいかなくて、さっきも言ったように、例えば災害が起こったときに、今は携帯電話の普及率というのは国民で非常に上がってしまっていて、間もなくほとんどの成人している人はみんな持つような時代になります。それで、確かに今持っていない人もいるかもしれませんが、固定電話自身がどんどん減って、携帯電話が増えていますから、もうこのままいけば、すべての人が持つという時代になっても全くおかしくない。やはりここでは、今だけじゃなくて、これから先どうするかということ考えたときに、情報システムにしても、いろいろなシステムにしても時間がかかりますから、今やらなかったら手遅れになるということが1つございます。

それから、いわゆるアナログというのは、放送に関してもすべてなくなっちゃいます。例えば今の放送がすべてデジタル放送になります。もう波をとめちゃいますから。2011年だったかな、これは総務省が国として、アナログ放送は一切なくなっちゃうわけですから、デジタルの時代になっていっちゃうんですね。ですから、そういう中でいろいろな仕組みをつくっておかないと、この絵は都会っぽいとおっしゃるんですけども、確かにそういうところがあるんですが、行ってみるとわかるんですけども、どこのうちにもテレビがあります。それがみんなデジタルテレビになるわけだから、テレビを見ているということになると、やっぱりそれを有効に利用してそういう方法が考えつかないのかということは今から手を打っておかなきゃいけないということで。

この資料は、当然、全員がインターネットや携帯電話を使っているという前提ではつくられていません。当然現状のこともよく調べていますし。ただ、逆に言えば、持っている

人たちの情報が 一番いいのは、これからの情報システムが今までと違うのは、双方向になるということなんですよね。ですから、双方向の利点をもっと生かすようなシステムがあれば、今よりもっとよくなるだろうということです。何もしなければ、これからの未来はどうもならないんです。だから、やっぱり未来に対して新しいものをみんながうまく使えるような体制を今から作り始めておかないと、多分こういうものをやり始めても、おそらくこれが行き渡ったり新しい時代のものになるのに、そういうことをやっていこうとすると最低でも10年はかかります。今、情報通信技術は非常に進展が早いですから、5年後、10年後を考えると、もう想像と全く違うという。

例えば携帯電話もそうなんですけれども、2000年以後、急激に台数が上がったんです。もう中学生でも持っている、小学生でも持っている。地方に行くと、高齢者社会がもちろん進んでいますけれども、若い人が全くいないわけでもないし、それを考えると、新しい時代の新しいやり方を考えるというところに重点を置くのが私は大事だと思います。もちろん落ちがないようにはみんな気がついていきますので、事務局のほうでまたやりますけれども。

【事務局】 事務局からご説明させていただきます。

今、委員ご指摘のところでございますが、資料5-1の6ページ目をお開きいただければと思います。2.1.の双方向コミュニケーションのところの2つ目のパラグラフの下でございますが、「このため」というところでございますが、地上デジタル放送等々の活用やそれらを利用しない方々への対応として、有線放送等の従来型的手段や、町会組織による共助の人的ネットワーク等、ICTと人的ネットワークというものを上手に組み合わせるやっていこうというような形での、落ちのないように、漏れのないようにという視点でまとめさせていただいております。

それと、14ページ目をお開きいただきますと、上から2つ目のパラグラフでございますが、「情報のカスタマイズにあたっては」云々という中で、「中山間地や過疎地も含めた流域全体を視野に入れ」ということで、気を使って表現させていただいたところでございますが、私の説明と図のほうのやはり都会的なイメージも出ているということもございません。ありがとうございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

それで、さっき事務局から聞いたんですけれども、河川管理と言っているが、これは少なくとも砂防も含むと。ところが、先ほどおっしゃったような過疎地帯のお話とか、中山

間地が例題として入っていないんですね。おそらくこれからそれが検討されると。委員のメンバーを見ても、そのところが抜けているようなところがあって。

ただ、この精神でそういうところも考えていくということだと思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

何か僕が言ったことに対してありますか。

【事務局】 いえ、特にございません。先ほど言ったように、これは河川管理というフレームを使ってありますが、資料5 - 1の3ページ目の下に注釈で入れさせていただいておりますが、ここでの河川管理という中では、水害だけではなくて、土砂災害等も含めて考えていきたいと提言に含んでいるということを書かせていただいておりますのと、23ページをおめくりいただきますと、「おわりに」の下から2つ目のパラグラフで、6月14日の岩手・宮城内陸地震におきます中山間地等々での情報の提供のあり方の中での問題点というものも加味しながら、検証しながら進めていきたいということで、今後、委員ご指摘のことも踏まえて、施策を進めていければと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかに。 委員、どうぞ。

【委員】 たまたま日本災害情報学会のデジタル放送研究会というところが、デジタル放送と通信の境界領域といいますが、その可能性を今追跡している。その対象として、国土交通省が先行的におやりになった河川情報の提供の2つの実験、大和川でのデジタル放送を使っての河川情報の提供の実験と、荒川での洪水ハザードマップを携帯電話に提供するという実験の2つを見せていただいたんですが、そこで感じたことがこれからおやりになる取り組みの参考になるかなと思いますので、ぜひ聞いていただきたいんですが、気がついたのは、「いつでも、どこでも、誰でも」の3つの中で、「誰でも」というのが一番難しいなということ。これは誰でも気がついていると思うんですが、これが最後までついて回る。

デジタル放送の大和川の実験では、集まっていたいただいた地元の熱心な方たちだったんですが、デジタル放送のデータ放送の画面といっても、通常見たことがないという方がほとんどだったんです。簡単な説明をしても、何のことだかわからないという。それは2011年以降、それしかなくなったら変わるだろうということで歩いてはいるわけですが、なかなか「いつでも、どこでも、誰でも」ということを目指すと、さまざまなツールのどこかにあなたの知りたい情報はありますよということと言えるけれども、どのツール

のどこにあるかを探すのが大変なことになってしまっている。マルチメディア時代というのは、そういう情報のジャングルの中にほうり出されてしまうという時代なんだなということを感じたんです。

だから、どういうふうにいけばあなたの必要な情報を、あなたの最も得意なツールでたどり着くことができるかというガイダンスがないと、我々も道に迷ってしまうばかりである。せっかく手に入れた情報が、実はもっともっと適切な情報があったのに、二番手、三番手の情報で終わってしまうということになりかねないというのが一つの印象でした。

それからもう一つは、わかりやすくするということが極めて、これは技術的な問題ではなくて、ソフトの面の問題が大きいんだと思うんですが、非常に難しい、困難な課題をいっぱい抱えているという。私は長いこと放送の仕事をやってきたものですから、嫌というほどそれが毎日の課題だったわけですが、わかりやすくするというのを、何か携帯電話のこの10年の技術開発なんかとの延長線上に、きっと技術が解決してくれるだろうという、そこばかりに期待をかけては、10年たっても解決しないのではないかと。わかりやすくというソフトの面でのノウハウをもっとそこへ集中していく。先ほどのハザードマップを携帯電話に見せるといった場合の、携帯電話のあの小さな画面の中で理解できるハザードマップの作り方というのは、実はだれも研究していなかったわけで、そんなに小さく表現するんだしたら、何を指させばいいかという見せ方の技術は当然あったと思うんですが、そういったことが全くこれまではだれもやってこなかった宿題になっているということ。

もう一つ、双方向というのはデジタル放送にとっても大変大きな宿題になっているんですが、一方では、玉石混淆ならまだいいんですが、石ばかりの情報しか流れてこないおそれがある。特に河川管理者に一般の市民からさまざまな情報がストレートに入ってくるようになったら、それをどこまで信じたらいいのかということが非常に厄介な仕事になる。しかも、危機管理というさなかに、そういう情報が全く歯どめがなくばんばん入ってきたら、正常な業務ができなくなってしまうのではないかと。現に市町村の災害対策本部の長をしておられる市長さんが何を頼りに判断されるかということ、結局は自分たちの顔見知りの職員が現場で何を見たかという、その証言を待って決断を下すと言われると、結局はそういう人間の信頼関係みたいなものがまずあって初めての双方向の情報交換であって、全く信頼関係のないところにただ電話がかかってくる、情報が提供されるというだけでは双方向じゃないんですね。要するに雑音でしかない。その雑音の中から、ほんとうに大事な情

報を見出すにはどうするかという極めてソフト的な対策というのを一方で進めていかないと、せっかく技術がここまで用意されたのに、生かし切れないという時代がもう来てしまっているというのが国土交通省の2つの実験を見せていただいた感想なんです。

ですから、これからまた10年という視野で取り組んでいかれるのであれば、むしろソフト面を大いに切磋琢磨するようなことをやっていただきたいなという要望であります。

どうもありがとうございました。

【委員】 おっしゃるとおりだと思うので、そのために必要な研究開発費をとるべきだというようなことは出ています。特に双方向が、インフラが整わないとなかなかこういうことができなくなりまして、例えばインターネットにしても、また携帯電話で双方向でいろいろなことをやるにしても、みんなが参加できるようになってきたのは2000年以降ですので、つい最近のことなんですね。そのために、先生おっしゃったように、どうやってそういうところで情報を出すのかということに対しては研究をするべきだという提言になっております。ですから、今ので、そういうものを持ってくれば解決するとは書いていないです。そういうことをちゃんと研究開発すべきだということを技術的なところでございます。

それから、私も気がついたんですけれども、この委員会をやっていく中でヒアリングとかいろいろやりまして、私が一番印象に残っているのは、どんなことで情報を出しても逃げない人がいるんですよ。それをどうするんだというのがやっぱり結構印象に残っています。ですから、そこのおうちまで行って、危ないから一緒に逃げましょうと言っても、嫌だと言う人をどうするのかとか、そういうことも結構話題に乘りました。ですから、最後は人と人のあれなので、情報を出してわかったからどうなるというものでもない場合もあって、絶対に動かないぞという人をどうやってするんだとか。それは情報通信技術と別の問題かもしれませんけれども。

それから、もう一つ割と印象に残ってるのが、全くこれと関係ないんですけれども、犯罪捜査をしたりするときもそうなんですが、どんな情報でも、住んでいる住民の人とか、いろいろなところから言ってきた情報というのは結構、話にもならないという雑音もあるんですけれども、重要な情報も結構多いんですよ。それは常に言われていることで、住んでいる人を信じることが重要で。

今ちょっと勘違いされていることもあって、ネットとか、そういうものになると、みんな変な情報ばかりなんじゃないか、ほとんどが無法地帯になってみたいに言うことがある

んですけれども、私は思うんですが、ネットというのは社会そのものですから、社会そのものだって、別にネットの中だけじゃなくたって町に変な人はいるわけだし、ネットの中にも変な人はいるわけだし、社会にもいい人がいるんだったら、ネットにもいい人がいるわけであって、ネット情報すべてが全部というふうに思っちゃうと、どうもこれから先、難しくなるんじゃないかなと思って。

だから、それがどういように来るのかというのは、別に情報通信技術関係なくて、どいう情報が正しいか、正しくないかというのは、情報通信技術というのはただ単に早くつながるとか、そういうだけですから、人と会ったって怪しい人は怪しいわけで、会って情報をもらったから全部正しいという話もどこにもないわけだから、それはちょっと分離しないとだめだと思いました。

それより、今の情報通信技術を使うと、ちょっと説明が足りなかったのかもしれませんがけれども、センサーネットワークとか、例えば川にある水位をはかるといったときにはかかる場所を、川も全部というふうにしてしまうこともできて、人間じゃなくて、管理するセンターにセンサーネットワークでどこの水位がどうなっているかを、例えば数メートル置きに自動的に水位をはかるようなセンサーをつけて、それを集中的にセンターに送ることにより、もっと今よりよくなるだろうとか。情報通信技術というのは必ずしも個人だけじゃなくて、衛星からのデータを使ってもう少し精度を上げるなんていうことは最後のほうに書いてあるんですけれども、そういうことを含んでいますので、もう少し……。不十分なことはもちろんあるので、研究をもっとして有効に使うべきだというのはここに書いてあることで、情報通信技術を持ってくれば何でもうまくいくとはだれも言っていません。

【分科会長】 ありがとうございました。

ほかに、では、 委員からお願いします。

【委員】 いっぱい言いたいことがあるんですけれども、なるべく絞って。

1つは、僕は洪水常習地帯で育って、今も内水氾濫が年中起こるところに事務所を構えていて、実際に水が出たときに普通の人はどう反応するかよく知っているんです。そのときに、一番被害を受ける人というのは、多分ITは今後も関係がないし、こういうシステムがあるというのはとても重要だけれども、一番被害を受ける災害弱者の人にどういようふうに逃げてもらうか、適切な情報を通すかということはその瞬間だけではなくて、やっぱり時間をかけて考えなきゃいけないくて、そのためのシステムが必要だと思います。

それで、うんと具体的な提案をするんですけれども、僕はカトリーナのニューオーリン

ズのことがすごく気になって、幾つか今も本を読んでいるところですが、先端技術その他が全く役に立っていないはずです。今、ペリカン・ブックスか何かで、カトリーナでほんとうに悲惨な思いをした技術者が告発のすばらしい本を書いて、まだ日本語になっていませんけれども、カトリーナでどうして年寄りたちが死んでいったのかぜひ調べていただきたい。専門的な技術とか専門的な情報というのは多分何も役に立っていないはずです。現場でたくさんの方が死んでいる。深い反省をしているところもひとつ絡めて考えていただきたい。

それとの関連で言うと、これを見ていると、本文の中にNPOというのが数カ所出てきているんですけども、最後のまとめになるといつでもそうなんです、NPOが消えているんですね。地域住民、それから利用者、水防団。国土交通省は多分優秀なNPOをそろえていて、協働していくということにかけては、ほかの省庁にも増して期待を寄せたところ。特に河川局がそういう場所だと僕は理解しているんですけども、やっぱりNPOを無視しちゃだめだと思います。うんと具体的に言いますと、どんなにIT情報をもらっても、実は見ている人が地形を知らないんですよ。町に住んでいる人に地形を聞いてください。川はこれがどっちが上流でどっちが下流か知らない人が非常にたくさんいるし、今水が流れている、これは山から来ているのか、川から来ているのかわからないんです。画面で教えられても、自分がどこに住んでいるかそもそも知りませんから。だから、あなたが住んでいるのはこういう場所で、水が来るとすれば山から来るとこっちから、川はこっちだというのは日常的にイベントなんかやりながら教えないと、幾らあの端末で情報をもらっても逃げようがないんですよ。インタープリテーションができないんです。

地域のインタープリターを育てない、だから、防災のインタープリター、河川、自然のインタープリターを育てないとだめ。官僚はどんどん異動してしまいますし、継続的にやれる、できればお年寄りでない。リタイアしたお年寄りというのは、会社しか知らないもので、出てきても、草刈りはできるけれども、地域のことは何も知らないですから、その人たちに頼ったら大変なことになるんです。それから、愛護会とか町内会に立脚した組織というのは基本的にそういう組織ですから、地理的なことを知らないのが普通です。地理的なことをよく知っている、できれば元気でお給料をもらって動けるような若者を育てるぐらいのことをしないと、技術的な枠組みはこういうことだと思うので、これで進めれば僕はよろしいと思うんだけど、言っていることは、この技術的なやり方が悪いんじゃないかと、非常に重要な、カスタマイズする、根拠になるところが欠けていると思います。

死んでいってしまうかもしれない人が何をしようとしていたかとか、それから、カスタマイズするために地理がわからなきゃいけない。川と下水と区別がつかない人がいっぱいいるので、それをいつも、行政職員がどれだけ異動しても、継続的にそういう情報を担保して、地域にインタープリターとして流すことができるような人たち、あるいは組織をどう支えるか、それは多分、水防団はどこでも大変なことでもなっていますし、都会だって水防団、仕事をしょえる小さな会社というのはどんどんつぶれているから、一つの会社であっちもこっちも受け持って、大雨のときに車が回っていて、そういう人たちとも僕はよくしゃべるんですけども、何もわからないよなんて言っていますから、安心しちゃいけないです。

インタープリテーションを可能にするのは、川とか地形とかよく知っている、それで責任を持って河川の部局と連携のできるNPO、それが法人であるかないかは別ですけども、そういう組織を本気で育てる、そこがほんとうに重要なことで、それを落とさないでいただきたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。防災ボランティアとかNPOというのは、復旧とか復興のところにしか出ていないのかな。

【委員】 最後の方にちょっと出ているんですが。

【分科会長】 もうちょっと強調すべきだというお話なので、これもまた考えさせていただくということにしたいと思います。

事務局の方から、これについてお答えはありますか。

【事務局】 どうもありがとうございました。決してNPOを軽視していることではなくて、報告書のほうで考えていきたいと思います。

また、先ほどご指摘のように、ほんとうに必要な方々、ICTにアクセスできないような方々が問題だということも、先ほどのところでございますが、そこについては引き続き勉強していきたいと思います。よろしく願いいたします。

【分科会長】 では、委員、お待たせしました。

【委員】 質問なんですけれども、この文章が少しおもしろいなと思ったのは、情報に焦点を当てていて、河川のベースで今後どうなるのかという話ですよ。3と4になると、具体的にどういうプロジェクトを持ったらいいのか、プロジェクトのあり方ということが議論されていて、それから4は先行的に実施すべきプロジェクトとなっていて、かなり具体的に踏み込んでおられるなと思ったんですが、こういう答申的なものでこういうふうに

書いていたかなというのは少し新鮮な感じで見ました。

そうすると、全体として予算規模はどのぐらいを考えておられて、時間的にはどのぐらいのペースでやるのか。それから、いろいろなプロジェクトが出てきますけれども、受け皿となる主体として何を考えておられるのか。センターをつくるみたいな話がありましたが、これは行政の中につくるということなのか、外につくるということなのか、あるいはメンバーの方を見ますと、NPOの方もおられて、何か補助金的なものを考えておられるのかというあたりが、どのぐらい生々しいのかなというところがちょっと気になっています。4の先行的に実施すべきプロジェクトなんていうのはかなり具体的に、もう既に案ができていてと理解しますけれども、それでよろしいんでしょうかというのが1つ。

あと、これは坂村先生に伺ったほうがいいのかもしれませんが、こういう議論というのは、情報工学と情報学はどう違うのかもよくわからないところもあるんですが、学問分野としては、どういう整理になるのかというのを教えていただければと思います。

【事務局】 1つ目でございますが、具体的なプロジェクトまで言及して、なかなかほかの提言とは違うんじゃないかというご指摘でございます。

まず、この小委員会の設置趣旨も、具体的なプロジェクトを提言してほしいということになっています。それは、情報技術を使って何ができるのか具体的に進めていくことが更なる技術開発にもつながっていくということで、具体的なプロジェクトを趣旨とさせていただいているところでございます。

ただ、具体的なプロジェクトをどれだけの予算でどうやっていくかということでございますが、委員会の中では幾つか、いつまでにというロードマップ的なものを示させていただいておりますが、最終の提言では、いつまでにどうだということは記載しておりません。来年度以降、どういう形で進めていけるか、具体的な予算の詰めであるとか、組織のあり方について検討しているところでございます。

【委員】 これは、分野的には情報科学とか情報通信工学ですね、それをベースとして、最近のコピキタスというのは、要するに今までの情報の世界がバーチャルな世界の中だけだったのが、現実の世界とインタラクション、例えば川の水位がどうなっているなんていうのは、今の川がどのぐらいの水位だということなので、別にコンピューターの中の話じゃないですね。そういうことになってくると、土木工学とか河川学とか、あらゆるものと情報の分野がコラボレーションするとか、一緒になってやらないとできないんですね。

それともう一つ、災害が起こったときにどう逃げるとなると、心理学とか、そういうような広域的にいろいろな人を説得するのはどうするのかとか、社会科学系の分野の人たちも一緒に入らないとできないということで、最近では学際的なところでこういう分野に関してはやる事が多くなってきています。建築、土木、情報科学、心理学とか、いろいろな専門家が集まって、先ほどのお話にもありましたけれども、どうやったら情報が見やすくなるのかとか、どこに行けば短い時間で的確に情報がすぐ伝わるのかとか、そういうことを一緒にやろうという新しい分野なんです。ユビキタスコンピューティングというのは世界的にも注目されている分野です。

私はちょっと思ったんですけれども、何でこういう情報の分野が国土交通省に重要なのかということで、最後に一言だけため押しで言わせていただきますが、例えば情報科学とかコンピューターとか使わなくなるといいんですよ。例えば川が荒れたといたら、車に乗って、みんな上から下まで毎日点検しろということをやっと人間でやってもいいんです。そういうことをやると大変なお金がかかりますよ。そもそもコンピューターとか情報学というのは歴史が60年ぐらいのものなんですけれども、何で世の中にこういうものが導入されているかという、コストを下げるものなんです。今さんざんいろいろなところから、国交省ももっとコストを下げるよとだんだん言われていて、コストばかり下げていると、ほんとうにやらなきゃいけないことができなくなっちゃう。そうなったときに、こういうような技術をいち早く取り込んで、何か同じことをやるにしても効率よくやれるということを考えないと、ほんとうにやらなきゃいけないことができなくなっちゃうということで、こういうことを早く考えたほうがいいんじゃないか。

また、考えるときにどうしても時間がかかって、どうせだと今のものは双方向になったり、一部の人だけが使うんじゃないくて、その情報をちょっとオープンにして、あらゆる情報をオープンにすれば、わかる、わからない関係なく、一般の人でもとにかく見れるようになるんです。ですから、情報があり過ぎてわからなくなるという考えもあるんだけど、逆に言ったら、オープンにしてくれ、あらゆる情報を公開しろ、国が言っていることを全部公開してくれというような声も一方ではあるわけであって、全部をフィルターかけちゃって、わかるような情報しか出さないとするのは、今の時代に逆行ですよ。わかる、わからない、とにかくすべてその川に関する情報を全部出してくれという声も一方では高いんです。というふうなことで、それにこたえるために、こういう先端的な情報技術を使うことによって可能になるんじゃないか。そのときにどうやったらいいのかというのは考

えなきゃならないことで、何をどうすれば答えがベストかどうかはわからないので、いろいろフィジビリティスタディーをはじめとして、とにかくいろいろなことを考えていかないといけないんじゃないかということが今問題になっているんだと思います。

答えが出ているわけじゃないんです。ただ、最近の情報通信の技術によって、何か新しいイノベティブなことができるということはみんな感じているんです。ただ、どうやったらいいかに関して正解が出ているわけじゃないです。ですから、そういうようなこととか、組織とかあらゆるものに影響を与えていくので、結局最後は、本質的には情報技術を導入することが重要なんじゃなくて、ほんとうに何をしたいのかとか、そういう川の管理というのはどうするんだということが重要であることは言わずもがなです。ただ、そのときにこういう道具をどう使うんだということを意識すべきじゃないかというのが一番重要なことだと思います。

【委員】 委員のご専門は情報科学と理解すればいいんですか。

【委員】 そうです。コンピューターですね。

【分科会長】 今のお話のように、私の印象では、これは情報科学あるいは情報技術の枠を超えた水政策の本質論をやっているところが出てくるので。もちろん、情報の議論をすればそうなるんだと思うんですが、国民の目線からというキーワード、それから双方向性、6ページ目には情報の総合化ときているわけです。流域の視点に立った情報の総合化、これは口で言うのは優しいけれども、これをほんとうにどう実現するかというのは、まさに水政策の総合化につながっているんです。

ですから、まず具体的にこういうことをやってほしい。具体的な話では、洪水予報の話がありました。これは内水も含めた洪水予報をやるとしなきゃ、河川外水氾濫しかやらないのでは非常にまずいので、そうするとまた、施策的にほかとのリンケージが出てくるというようなこともあって、これは大変なことだと。これも河川局だけでやるのではなくて、多様な主体が保有する情報総合化というのを書いてあるんですけども、これをどう実現するかというのは非常に大変なこと。情報側からそれを言うべきで、それは国民の視点にすぎませんという気がしています。

ほかにも意見がおありだと思いますが、いかがでしょうか。 委員、よろしくお願ひします。

【委員】 期待というか、要望というところになりますが、このシステムができると、まさに附帯というのが1個明確になって、川に関する情報を連絡したいけれども、言う先

がわからなかったというふうな住民の方も参加がしやすくなる、大変すばらしいプラットフォームだなど思っているんですが、これが告知をされるときに、多くの方が参加して、双方向で内容も充実してくるといったところがありますので、できる限り早い段階で、こういうものができますということと、どんなふうに参加ができるのかという具体的な切り口を力強く広報していく、お知らせしていただくということもスケジュールの中に入れていただけるといいのかなと思います。

今既に、レジャー情報から災害情報までいろいろなものがあるんですけども、検索をすると混乱するような情報が多々入ってしまっていて、信頼のおける情報に私たち住民はアクセスしたいというところがありますので、そこができるのがありがたいと思います。

もう一つは、サイトのこの大きいシステムが世の中に出るときに、川とともに豊かに生きる、付き合っていくために私たちが何をすべきかということと、そういうことによって何を享受できるのかという意味合いというか、そのあたりもしっかり最初に発信をしていただくと、この意味がちゃんと伝わります。情報が今ゼロ円で流通するような時代というふうにも思われていますけれども、何の意味でこれを発信するのかということがみんなに伝わると、よりこのシステムがしっかりと生きてきて、国民の目線で、ユーザーの視点で使われることになるかなと思っています。

平成20年度からと書かれていますので、できるだけ早い時期に出されるといいなと思っています。

【分科会長】 ありがとうございました。

委員をお願いします。

【委員】 委員が重要なことを言っていたので。今、京浜河川事務所が、これは一遍に何か新しいシステムがほんとにできるわけじゃなくて、いろいろなことが動くわけですけども、京浜河川事務所はもう普通の人が行くと、あなたのところは外水氾濫すると3メートル水没するとか、色分けてどんどん出ているんですよ。でも、見てもはっきり言って何もわからないんです。内水氾濫で水が来るところは水深が浅いので、安全だと思わないですか。でも、そこは地下室のお店なんかいっぱいあるんですよ。上流のほうはそもそも地図が出ていない。でも、そういうところは浸水しないかといったら、谷戸から出てくる雨水路からの水で、場合によっては数メートル浸水するんですよ。だから、普通の人が見られるんだけど、見ると間違っただけで判断をするんです。どうしたらそれを間違わないようにできるか、そこを一緒に考えないと。

システムを充実していくのは僕は全然異論はないんですけども、さっき虫明先生がおっしゃったように、下水道との連携すらできていない。下水道の内水氾濫のハザードマップは出ていないんですよ。それはもう深刻に考えていただきたい。それで、外水氾濫だけ地図がだれでも見られるようになるとみんな大間違いしているんです。

それから、環境のことについても、だれでも情報と言うけれども、これは特定外来の植物で、これは増えたら大変なことになるとか、これはきれいな花だからすばらしそうだけれども、これは大変なとげがあって、人に危害を加えるとか、それは普通の人は絶対にわからないです。ある程度植物学のことわかっているNPOとか専門の市民が歩かなければ、入ってくる情報は全部ガセネタになることもあるんです。僕はそういうことを言っているんです。そこを本気で同時に動かさないと、何か情報がいっぱいあるから、すごい情報をもたらしているような気がするけれども、実はそれで動くとはとんでもないことになる。今既にそういう状況だと思っています。

【分科会長】 委員、どうぞ。

【委員】 最初に発言しちゃったものですから、別に私はこれに対して批判的な意味で言っているわけじゃなくて、私が言っているのは、リソースというのはすべて活用することで初めてワンセットになると思うのです。

例えばインド洋地震のときに一番助かった島は、若者が住んでいた島ではなくて、新しく開拓された島ではなくて、昔から長老が住んでいた島なんです。一たん水が引いたときに、若い島というのは、新しく開拓された島というのは、津波の経験がないわけですから、引いたときにみんな魚をとりに行き、波が来たときにみんなさらわれてしまったわけなんです。お年寄りがたくさんいた島は経験があるものですから、とにかく早く山に逃げると言われて、その島が一番命が助かったわけなんです。

ですから、今、委員のお話もありましたように、地元の方とか地元の目というのはすごく大事で、住んでいる方が、例えば川が氾濫したときに、昔ここで一番氾濫したから、じゃ、ここから逃げようとか、ここからはこうしようという判断があると思うんです。それが双方の情報になり、それこそ電話機一本でおじいちゃんが、今この川がこうなっているから町役場に電話して、ここは危なそうだよと言ってくれる情報が、インターネットに載ってくることによって、周りの人たちに情報が行くわけですから、そういう点での、円滑なというんでしょうか。

最先端の技術というのは10年かかる研究ですごく大事でありますし、今グーグルがア

アメリカの地上波を買い占めようとしているわけですよね。今度デジタルになったときにグーグルがそこに乗っかることができれば、自分たちのマップも含めて全部使えるわけですから。このアナログな部分と最先端の部分をどうやって一つのラインでつなげていくかということがもう少しこの中で見えることによって、私たちの情報も重要だと地方も納得できる。私たちはこのユビキタスでは今はできないけれども、私たちの情報がこのように活用されていくんだということがこの中でもう少し見えているほうがおそらく納得されやすいのではないかなと。最先端に全部行ってしまえば、私たちが切り捨てられてしまうというふうな印象が起きないように、もう少し見えやすくしていただけたほうがいいんじゃないかなというサジェスションでしたので、別にユビキタスがおかしいということではないんですけれども。

【委員】 おっしゃったようなことは書いてあるんですけどもね。要するに、先ほどから出ているように、情報をどう出すのかと、みんなが勝手に携帯電話とかネットでいろいろ出るようになったときに、もうちょっと国土交通省の中できちんとどうやって出した方がいいのかという研究もしようとか、そういうことをちゃんとやるべきだということで、何度も言っているように、情報通信技術を使えば何でも解決するとはだれも言っていないで、それを先ほどからご指摘があるような、どう出したら一番わかりやすくなるのかとか、または住んでいる人の知恵みたいなものをどうやってもっとみんなに拡散させるのかとか、今も言っているように、国土交通省のいろいろなところに行って、ネットや何かにも出ているんですけども、こうやって統一的に考えようとしていないからわかりにくいんじゃないとか、誤解を招くんじゃないとか、そういうことは委員会の中で何度も指摘されていきましたので、それを集約するとここに書いてあるようなことになるんですけども、もう少し解説書が何かつけないと誤解をされるかもしれないので、もうちょっと長い時間でご説明しないとわからないと思うんです。

今日皆さんからいただいた意見というのは、私が委員長をやっていると思うんですけども、もっと辛らつに、今のやり方が悪いからもっとこういうことをやって、これはそういう今の悪いところを直すためにやるんですよということなので。ただ、関心をもっている方が多いので、いろいろとご意見が出るんだと思うんですけども。

【委員】 行政のすごくいいところは、時代におくれをとらないというふうな決断力と意気込みがとてもいいんですけども、じゃ、おくれた人たちをどうやって救っていくかというところはまたマイナーなところなんですね。しかし、必要なことじゃないかなとい

う気がします。地震とかの災害地を回ってみますと、何が一番よかったかというところ、人と人との声かけがあったところは復興も早いし、それから伝達も早い。人と人の交流のないところは、非常にそれがぶち切れてしまっているところなんです。

山間部というのがこれからの災害地問題の大きなところを占める。少子化と高齢化、そして山間部はこれからも思わぬ土砂崩れとかいろいろな災害をはらんでいるというところに集約されると思うんです。その場合、遠くの人たちがどうやって援助できたり、手を差し伸べることができるか。我々がどこでどうやって参加できるかというところの道筋みたいなものが一筋あっていいんじゃないかなと思います。

もう一つ、山形県でこういうハザードマップをつくる時に、「助けてちょうだいと言う人もいるかもしれないけれども、助けてもらいたくないという人も中にいるから、選択の自由があってもいいじゃないか。」と、一人の障害者の男性がおっしゃいました。情報を選んで自分で決めていくということが情報の本来の意味じゃないかという意見も出ました。いわば、自由意志を示す手挙げ形式、手の挙がっているものの優先順。「助ける順番も希望に応じて欲しい。」と障害者の方は発言されました。そして彼は「実をいうと僕は助けて欲しくないのです。」。国民の感情も随分変わっていますので、そのあたりも含んでまとめていただきたいと思います。

以上です。

【分科会長】 議論が尽きないところがあると思いますが、次の議題もありますので、このあたりで閉じさせていただきたいと思います。

ただいま 委員長から小委員会としての提案のご説明があったわけですが、この件につきましては、今後の河川管理を行う上で大変重要なテーマでありますので、今まで小委員会として検討いただきましたが、河川分科会として提言するということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それで、今日いろいろご意見をいただきました。貴重な意見をいただきましたので、これを踏まえ事務局に十分検討していただき、もし補強する必要があるれば、委員長と私にお任せいただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 資料をもう一度よく読んでいただいてご意見をいただくとした場合、ど

れぐらいの期間がいいですか。

【事務局】 1週間をお願いします。

【分科会長】 1週間以内にいただく意見と今日出た意見を整理したうえでの取りまとめは、委員長と私にご一任いただけますでしょうか。そういう手続を経た上で、この「ユビキタス情報社会における次世代の河川管理のあり方」を取りまとめさせていただきまして、成案がまとまり次第、国土交通省に提言するというにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 では、そのようにさせていただきます。

なお、このたびの提言の取りまとめをもって、ユビキタス情報社会にむけた次世代の河川管理のあり方検討小委員会は、その役割を果たしたこととなります。委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、ご多用のところ長期間にわたるご審議をいただき、ほんとうにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

それでは、続きまして、地方分権改革の現状についての紹介があるということですので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 河川計画課長の でございます。お手元に資料6、それから資料6（追加資料）というのをお配りしてございます。基本的に資料6のほうでご説明させていただきたいと思います。

めくっていただきまして、資料の目次がございますけれども、1ページ、地方分権改革推進委員会の第1次勧告、平成20年5月28日というのがございます。前回の河川分科会は5月29日でございまして、その際に、この1次勧告について速報的にお知らせいたしました。

まず、この1次勧告でございますけれども、文章は「河川」というところにありまして、点線囲いのものとその後の丸が打ってある文章がございます。下に注がございしますが、点線の枠囲みの中は、前提となる事実関係や地方分権改革推進委員会の課題認識ということになっておりまして、勧告事項は、点線の枠囲みの外の丸の部分でございます。重複となりますが、もう一度説明をさせていただきたいと思います。

「一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する」というふうに書かれてございます。その

際でございますが、「 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する」。今申しました から というのが国が管理する要件でございますけれども、そういう国が管理する場合を極力限定すると勧告されてございます。個別の対象河川については、地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得ると。8月が中間取りまとめで、12月あるいは11月と言われていますが、第2次勧告はそのぐらいのスケジュールになっているというようなことでございます。

その後になお書きがございまして、「地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする」というような勧告文になってございます。

これは勧告でございまして、これを受けまして、政府の方針が決定されました。それが次の2ページでございまして、地方分権改革推進要綱（第1次）と記載してございます。6月20日に総理を本部長とする政府の地方分権改革推進本部で決定したものでございすけれども、そこでは、「河川」というところで下のほうに書いてございますけれども、「一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する」とされています。「個別の対象河川については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」とされてございます。

この要綱の中には、もう少し上のほうに戻っていただきますが、個々の事項を実施するに当たっては、「人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする」と書かれています。これが決定されまして、政府としての方針が定められましたので、3ページにございまして、国土交通事務次官から全国知事会の会長あてに同日付で「直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について」というようなことで、「分権改革推進要綱に基づき、一般国道及び一級河川の直轄機関の見直しを行うこととしているので、別紙について 後ほどご紹介しますが 貴会の意見を求めます」としてございます。

4ページ以降、今申しました別紙がついておりまして、直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向というものが記載してございます。

5ページ、6ページが直轄国道についての記載でございますので、この場では紹介を割愛させていただきます。

7ページからでございますけれども、一級河川の見直しの具体的な方向というようなことを記載してございます。河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ることを目的として行われるべきものであり、国は国民の安全、安心の確保について責任を持つべきという基本的な考え方のもとに、見直しの考え方といたしましては、地域の川は地方に任せるとの観点から、一つの都道府県内で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管。ただし、以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理ということで、先ほどの勧告の中にありました から の要件について記載してございます。広域観点で国が責任を持つべき河川については引き続き国が管理すると。

その結果が、一つの都道府県で完結する一級水系53、これは北海道の13水系を含めまして53でございますけれども、そのうち40%程度が移管候補として自治体と調整をするということになるわけでございます。なお、星印がついておりますが、移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要ということで、この部分につきましては、例えば財務省だとか総務省だとかそういったところの協力がなければできませんということでございます。

見直しの今後の手順としましては、見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめを行い、地方に移管する個々の河川に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、河川法の手続を踏んで移管ということにしております。なお、関係地方公共団体の理解が得られるまでいろいろ混乱が予想されますので、固有名詞の公表は行わないというように考えてございます。

次のページも一級河川の見直しの具体的な方向でございますけれども、対応(案)のところは先ほどご説明したとおりでございますが、留意事項というのを記載してございまして、個別河川の地方への移管に当たっては、技術力、財政力等に不足のある団体に代わって国が整備を行う仕組み(いわゆる権限代行制度)の整備だとか、現在直轄事業中の箇所もあるため、河川整備の進捗に対応した段階的な移管を行うことが必要という留意事項を示してございます。

それから、もう一つ、水系の一貫管理の理念からすれば、国管理区間の間にある都道府県管理区間(いわゆる中抜け区間)のうち、河川管理上支障がある区間の直轄管理についても検討を行うということを記載してございます。

こういう見直しの具体的な方向というのを全国知事会のほうにお送りしまして、意見を

伺っているというようなところでございます。

それ以降の話としましては、こういう文章をお送りした関係もありまして、12ページにございますけれども、道路・河川の都道府県への権限移譲に関する要請ということで、全国知事会の地方分権改革推進特別委員会の委員長の京都府知事さんから、真ん中辺にありますけれども、道路・河川の権限移譲が、政府と関係都道府県との協議のみ行われることによって国民に見えない形で行われることのないよう、まずは、全国知事会が政府の基本的な考え方を伺うことといたしましたというふうな要請が来まして、いろいろな資料要求が来てございます。13ページにあります移譲の範囲、財源措置、技術を確保するための方策、組織・人員、非常時における国の責任、こういったことについて細かく質問がありまして、それらについて14ページから国土交通省が回答したものを付けてございます。

その後、追加質問が22ページ、23ページに記載してございまして、それと同時に、24ページでございまして、権限移譲に係る緊急アピールというのも出されています。こういったものを受けまして、25ページ以降でまた回答していると。この辺は細かな話でございまして、資料をごらんいただければということですが、今こういうようなやりとりをしているところでございます。

先週の金曜日に、全国知事会の今ご紹介しました山田知事、それから佐賀県知事、山形県知事、こういったメンバーと国土交通省の幹部、官房長、河川局長、道路局長が意見交換をするという場が持たれまして、先週の金曜日に意見交換をしてございます。また、最近の動きとしましては、追加資料の6でございまして、同じ先週の金曜日に地方分権改革推進委員会が行われまして、その中で、8月に予定されております中間報告の原案というのが示されたと伺っております。

時間の関係で説明は若干省略しますが、2ページのところです。第1次勧告というところがございまして、仕分けの考え方というのがありまして、国の出先機関の見直しに関する中間報告でございまして、出先機関の事務・権限を重複型、分担型、関与型、国専担型の4類型を基本として分類すると。それらをその下にありますから、事務・権限の廃止を検討するもの、事務・権限の地方への移譲を検討するもの、事務・権限の本府省等への移管を検討するもの、上記のいずれにも仕分けできず、引き続き国の出先機関において処理せざるを得ないと判断するものに分けて整理をするというふうなことが書かれてございます。

まだ段階的には原案という段階でございまして。これから各省庁の出先機関の仕事の整理

を行って、中間報告を行い、11月、12月と言われております第2次勧告というようなことになろうかと思えます。

今後のスケジュールとしましては、今申しました組織の関係が第2次勧告で行われまして、第3次勧告で財源だとかそういったものについての勧告が行われると聞いております。現時点での調整状況等についてご説明いたしました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。 委員、どうぞ。

【委員】 4ページ目の一級河川の見直しの具体的な方向というところで留意事項というのがありますが、1つは、地方への移管に当たって、権限代行制度の整備をするということが書いてあるんですけども、これは道路法の代行の仕組みを参考にというようなことだと伺いましたが、具体的に道路法の代行制度と同じなのか違うのか、趣旨、それから場面が違って来るのかどうかということについてお伺いしたいということと、下のほうの水系一貫管理の中抜けの部分で直轄管理についても検討ということは、国に吸い上げて、国がべたっと管理するという可能性を含んでいるということによろしいのでしょうか。

あと、全体的な状況としては、北海道局を廃止する、しないみたいな話があって、廃止すると言ったら北海道のほう嫌だというふうに言ったりしているわけで、なかなか分権の話というのはそうきれいにはいかないわけですけども、一級河川についても多分これを地方に移管するという話になりますと、仕事だけ押しつけられちゃ困るというのが自治体の本音なんだろうから、そうすると、何か国のほうも自治体のほうも分権したくないというのが本音かなというふうな感じもしないでもなくて、そんなような状況というのはあるのかなのかについてご感触を伺えればと思います。

【事務局】 1点目の権限代行制度でございますけれども、たしか道路の場合は、国道で都道府県が管理している区間について国が代行的にやるというようなたしか制度だったと思いますので、ここで言っている代行制度は、我々がイメージしているのは、例えば二級河川であっても、大規模な災害があった場合とか、そういった場合に国が乗り込んで行って代行できるような制度をイメージしてございます。

それから、2点目の中抜け区間でございますが、都道府県から幾つか要望がありまして、上流のほうは直轄で、下流のほうは直轄で、真ん中が県管理区間。大体2つの県ぐらいに分かれていて、中抜け区間の真ん中のところに県境があるという例が多いんですけども、

歴史的な経緯でそういうふうになっているケースで、真ん中のところも一体管理してほしいというような要望がある河川がございます。具体名は差し支えありますので申し上げますけれども、そういったところについて直轄管理したほうが妥当だというふうに、今回のいろいろな整理の中で判断された場合にはそういうこともあるのかなということで書かせていただいております。

北海道局の件につきましては、ガバナンスの話と本来の管理論が一緒になるというのはいかがなものかなと思いますが、これは個人的な意見でございますけれども、今回、いろいろなご指摘があって、分権改革の中である意味で整理されていくのかいかないのかちょっとそのところまでは、分権委はいろいろなことをお考えのようですが、政府全体としてどうするのかというのはまたあろうかと思っておりますので、これから2次勧告とかそういう場面で議論がされていくのではないかなと。2次勧告、それからそれを受けた政府の方針決定、そういった別の場面で議論されていくことになるかと思っております。

それから、4点目の話でございますけれども、都道府県知事さんたちが心配しているのは、国から移譲されても、この間も、先ほど言いました知事さん方と国土交通省の幹部の意見交換会の場でも、財源ですね 財源といっても事業費をちゃんと確保できるように、管理費だとか事業費を管理できるようにというようなご指摘と、技術を持った人を一緒に盛らないとしんどいんだというようなご発言がありまして、そういうものがちゃんと来ないと、地元の首長さん、市町村長さんたちも大変心配しているので困るんだというご主張がありました。全国知事会としてのご意見というのはまた別にあるかもしれませんが、個々の議論をしているとそういう、今国が持っている財政力だとか、技術力だとか、組織だとかそういったものが、あとはいろいろな装備も含めてあわせて移管ということにならないとしんどいんだというようなご意見を承っています。

我々も全体的に保有しています資源には限りがありますので、まだそういったものに対してどこまで対応できるかというのは今後の議論になっていくのではないかと思います。

ただ、後ろ向きなことを言ったつもりではなくて、基本的には分権という政府全体の流れの中でその辺をしっかりと考えていきたいと思っております。

【分科会長】 ほかに。 委員、どうぞ。

【委員】 1つは、今、 委員からご指摘がありましたが、この権限代行制度は法改正を伴うのかどうかというのが1点です。河川法以外にいろいろな帳じりを含めてあると思うんですが、今想定しているスキームだとどうなのかが1点です。

もう1点は、今回の分権論が生じる以前から、もともと氾濫が起きたときに国が行うということで、二級河川を一級河川にするという例が随分あったと思いますけれども、整備が終わった後、管理はもとの都道府県に戻すべきだと思うんです。それがあまりなかったと思いますので、今の分権の延長でも、仮に大災害が起きたときでも、それはある一定の期間は国が行ってまた戻すというようなことがないと、管理そのものは都道府県の職員にはできないのかとなると、それは全然別の議論だと思います。通常管理は都道府県でやれていたはずだと。それでも都道府県財政が足りないという議論はまた別としまして、どうしても緊急対応で人員と国交省の職員が直轄でその分やりますよという場合には、時限性がないとおかしいと思ひまして、そこら辺は今回の分権論でこういう問題が起きていることでもありますので、もう一回過去の現状の一級河川の経緯を含めて、もう少し洗い直してみたい方がいいんじゃないかなと思うんです。

要するに、今までは、国道もそうだと思うんですが、国家機能としてある時期に集中的にやるということが終わったものはあると思うんです。それは今、特定河川の名前を出せない云々かんぬんという話と全然別筋で、この河川はこういう経緯で、何年の大災害でこういうことが起きて、大体あと数年後で終わるとか、既に終わっているものについてどうするかというのは、今の分権論の今後の結論がどうなるかに関係なく検討されていったほうがいいんじゃないかなと。それはかなり急激にこの河川を国はやめるとかそうじゃなくて、もう先はわかっているわけです。ゆっくり軟着陸で5年、10年人員配置というものを見ながらやっていくということを中心にやっていった上で、じゃ、どうなのということがないと、一度国に移ったのが永久にそのままいって、その国が肥大しているかのように今は社会的に見られている要素がおそらくあるのかなという気がしますので、問います。

それからもう一つは、地方のことは地方の責任ということの中に、1つは国がやるべき河川なのかもしれませんが、どうしても地域の合意形成がうまくいかないと。先ほど言った、どうしても都道府県をまたぐ河川ではなくて、場合によったら都道府県でやってもいいというものについては、地域の合意形成が不透明というものは思い切って地域にゆだねるという方針をこの際立てて、該当する箇所は1つか2つだと思うんですが、それはもう地域にゆだねると。つまり、ゆだねたことによって、その地域の議会と首長と含めて本気の議論をし始めるということで、まさにこの地方分権の趣旨にのっとっているわけです。具体的に言いますと、球磨川と吉野川なんですけど、これは私はむしろこの機会に国として積極的に手放すということを目指して。

これは審議会の委員なので勝手なことを言えるんですね。皆さん、聞き流していただいて結構なんです、そういう前提でしゃべっていますけれども、やはり地域の川は地方に任せるという観点で。そのかわり、整備をするのであれば、ダムをつくるのであれば、国はその分のお金は面倒見ますとか、代行奉仕でつくってあげますと。ただし、つくるかどうかもお任せと。でも、あそこは県のダムの管理とこれからつくるであろうという国のダムの管理が相当争点になりましたから、結局は一体管理せざるを得ないわけです。ですから、そういうことも今回は思い切って少し検討されたほうが。何か、外から外圧があるから、何となく嫌々小出しで出しているかのように世間は見ていたのではないのかなと思いますので、それはマスコミの方がそう見ているだけかもしれませんが、国の役割を明確に考えて、その上でむしろ今回の議論もあるけれども、それと別でぜひ考えてほしいなというのは私は思います。単なる意見ですので、全く気にされなくても結構ですが、以上でございます。

【分科会長】 コメントとして伺うということ。事務局から何かお答えされますか。

【事務局】 3点ありまして、1点目の権限代行でございますけれども、先ほどご説明したような二級で国が出ていってというようなことであれば、おそらく法改正が必要になってくるのではないかと思います。

それから、二級河川から一級河川に、例えば災害が発生して編入されたものがあるだろうと。そういったものは時限を限ってというお話でございました。以前の河川法改正が昭和39年だったですか、その際には、今の109水系の半分ぐらいの水系が一級水系でした。その後、30年代、40年代ぐらいに各地で水害が頻発しまして、結果的に今の109というところまで一級河川として編入をしていった経緯がございます。

もともと、その整備が終わればお返しするという前提で引き取っている。河川法の中にも一級河川を廃止して二級水系を指定するという法的な制度というか枠組みもありますので、そういうことは想定しておりましたけれども、河川整備は結構時間がかかるものから、昭和40年代以降に一生懸命やったとしてもなかなか終わるところまでは来ないまま今の状況を迎えております。今の時点でいろいろな目で見直しまして、先ほどご紹介した一つの都道府県内で完結する53水系のうち、40%程度は移管をしようとするということにしておるのが、1つそういうような要因も入ったものになろうかと思います。

そのほかにも、一つの都道府県内でとどまっていけないものなんかも当然ありますので、

そういった議論はこの分権の議論とはまた別の議論になるのかもしれませんが、しっかり考えていきたいと思っています。

それから、最後にございました難しいお話でございますけれども、確かにそういう見方もあろうかと思えます。球磨川の最近の状況だけ説明していなかったもので、若干ご説明いたしますけれども、この分科会でご議論いただいたときの知事さんがかわられまして、新しい知事さんになりまして、現在、有識者会議を設置されまして、川辺川ダムについての議論をされておりました、9月ぐらいまでに結論を得て、知事としての考え方をお示しになれるというふうなことを言われています。我々としては、その辺の状況も見ながら、今お話のあったようなことになるのかならないのか、ちょっとわかりませんが、今後の動向は見ていきたいと考えております。また機会がございましたら、そういった状況についてもご説明をさせていただきたいと思えます。

あと、そういうことも含めた考え方については、なかなか難しいといいますが、非常にたくさんの課題をはらんだものでございますので、ご指摘は承りますが、この場でそれ以上のお答えをすることはなかなか難しいということでございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、もう時間も大分過ぎていきますので、この点については経過報告ということで、また新しい局面が来たら報告をお願いしたいと思います。

それでは、最後に、本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通大臣官房広報課並びにインターネットにおいて一般に公開することといたします。

それでは、第38回社会資本整備審議会河川分科会の議題は以上でございます。

【事務局】 ご熱心なご議論、ありがとうございました。それでは最後に、河川局長よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 河川局長でございます。ありがとうございました。河川整備基本方針でございますが、今日、赤川と加古川をご審議いただきまして、104水系のご審議をいただいたこととなります。小委員会では現在、渡川と六角川をご審議いただいております、さらに大和川、吉井川、日野川の3水系が残っておりますが、早急に審議を進め、取りまとめたいと考えております。

ユビキタス情報社会における次世代の河川管理のあり方の提言案につきましては、いろいろご意見をいただきましたので、委員長並びに分科会長とご相談してとりまとめたいと

と思いますが、情報化できるものは情報化をして、今そこに人が労力を割かれているところをもっと人的対応が必要なところに向けていくという方向性だと思っております。情報化について重点的に記載して、省力化できたものはどうやって人的対応のほうに回していくかという記載はあるんですが、弱めな部分もありましたので、その辺でたくさんご意見をいただいたのではないかと思います。小委員長、分科会長ともよく相談して整理していきたいと思っております。

それから、地方分権改革の現状ですが、まさにオンゴーイングの現状でございます。私も先週の金曜日に知事会の代表の方々とお話をさせていただきました。両者とも地方分権を推進するということなんですが、それに対して両者とも不安があるということで、その不安をどうやって解決していくか。ひいては、その結果、影響を受けられる地域の方々、国民の方々が不安のないような形で地方分権をしていきたいと考えております。今後ともご指導方よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【事務局】 それでは、以上をもって閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

了